

議案第 4 号

沖縄県立中学校入学者決定方針の一部改正について

以下の理由により、沖縄県立中学校入学者決定方針（平成18年6月21日沖縄県教育委員会決定）の一部改正案を別紙のとおり提出する。

平成27年7月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

沖縄県立学校等の設置に関する条例の改正により、県立開邦中学校及び県立球陽中学校が設置されることに伴い、沖縄県立中学校入学者決定方針の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県立中学校入学者決定方針（改正案）

平成18年6月21日沖縄県教育委員会決定

平成 年 月 日一部改正

1 基本方針

県立中学校の入学者決定にあたっては、県立中学校に入学を希望する者について、当該学校の目指す中高一貫教育に対する意欲、目的意識、適性等を総合的に判断し、決定するものとする。

2 出願資格

募集年度の3月に小学校（特別支援学校の小学部を含む）を卒業見込みの者

3 入学者決定の方法

入学者の決定は、在籍する小学校（特別支援学校の小学部を含む）の校長から提出された調査書及び適性検査、面接等を基にして行い、併せて学校独自検査、作文等を課すことができるものとする。

なお、学校独自検査の実施の有無、内容等は、各県立中学校の特色に応じて校長が定めるものとする。

4 その他

出願手続き、日程、募集定員、その他必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。

附 則（平成18年6月21日沖縄県教育委員会決定）

この方針は、平成19年度の入学者決定から適用する。

附 則（平成 年 月 日一部改正）

この方針は、平成28年度の入学者決定から適用する。

入学者決定方針案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）が平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）で可決・成立し、新たに県立開邦中学校及び県立球陽中学校が設置される。

これまで、県立中学校は与勝縁が丘中学校1校だったが、県立中学校が複数となることに伴い、平成18年度に与勝縁が丘中学校設立に向けて策定した「県立中学校入学者決定方針」を改正する必要がある。

【参考】開校までのスケジュール

平成27年8月23日（日）	10:00～11:30	県立球陽中学校説明会
9月13日（日）	10:00～11:30	県立開邦中学校説明会
9月15日（火）	14:30～	県立与勝縁が丘中学校説明会
10月		県立中学校生徒募集要項の配布
11月		入学志願書等の受付
12月		適性検査・面接等
平成28年1月		入学予定者の発表、入学確認書提出
平成28年4月		開校式・入学式

2 改正の概要

- (1) 現方針には、県立中学校の募集定員が定められているが、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、県立学校の生徒の定員策定が教育長の専決事項とされたことから、募集定員は、教育長が別に定めるものであることを明記する。
- (2) 県教育庁が作成する3校共通の「適性検査」の他に、各県立中学校の目指す中高一貫教育に対する意欲、目的意識、適性等を総合的に判断する材料として、県立中学校長は、学校独自検査、作文等を課すことができるものとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 添付資料

新旧対照表

沖縄県立中学校入学者決定方針 新旧対照表	
	新
1 基本方針 県立中学校の入学者決定にあたっては、県立中学校に入学を希望する者について、当該学校の指す中高一貫教育に対する意欲、目的意識、適性等を総合的に判断し、決定するものとする。	1 基本方針 県立中学校の入学者決定は、県立中学校に入学を希望する者について、当該学校のめざす中高一貫教育に対する意欲、目的意識、適性等を公正に判断することを基本とする。 (削除)
2 出願資格 募集年度の3月に小学校(特別支援学校の小学部を含む)を卒業見込みの者	2 募集定員 沖縄県立与勝線が丘中学校 80人 3 出願資格 募集年度の3月に小学校を卒業見込みの者
3 入学者決定の方法 入学者の決定は、在籍する小学校(特別支援学校の小学部を含む)の校長から提出された調査書及び適性検査、面接等を基にして行い、併せて学校独自検査、作文等を課すことができるものとする。 なお、学校独自検査の実施の有無、内容等は、各県立中学校の特色に応じて校長が定めるものとする。	4 入学者決定の方法 入学者の決定は、在籍する小学校の校長から提出された調査書、適性検査、作文、面接等を基にして行い、併せて抽選を行うことができるものとする。 ただし、適性検査、作文の実施に当たっては、学力検査とならないよう留意するものとする。
4 その他 出願手続き、日程、募集定員、その他必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。	5 その他 出願手続き、日程、その他必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。 附 則 この方針は、平成19年度の入学者決定から適用する。 附 則(平成 年 月 日沖縄県教育委員会決定) この方針は、平成28年度の入学者決定から適用する。